



(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (平成28年3月29日条例第35号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に神奈川県地方独立行政法人評価委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年7月14日条例第47号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会の委員として委嘱される者の任期は、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日条例第34号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。